

発議案第10号

中央図書館・市民ギャラリーの利用者の利便性に配慮した駐車場料金の  
早期の設定を求める決議について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出しま  
す。

平成28年6月21日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	横 山 博 美	⑩
賛成者	八千代市議会議員	木 下 映 実	⑩
	同	西 村 幸 吉	⑩
	同	山 口 勇	⑩
	同	堀 口 明 子	⑩

## 提案理由

市に対し、県立八千代広域公園駐車場料金について、無料時間の設定など市が主体的に料金体系を決定できるよう、県との協議を加速させることを求める。

これが、本案を提出する理由である。

中央図書館・市民ギャラリーの利用者の利便性に配慮した駐車場料金の  
早期の設定を求める決議

中央図書館・市民ギャラリーが開館してから間もなく1年がたとうとしている。議会は、施設に隣接する県立八千代広域公園駐車場について、開館前の平成27年6月定例会において全会一致で決議を可決することにより、利用者の利便性に配慮した料金体系を求めたところであるが、決議から1年を経た現在でも、管理者である県との協議の具体的な進捗は見られず、駐車場の供用開始からの料金の設定の変更がなされていない。

この間、昨年12月定例会において市長から、利用料金を100円引き下げるための補正予算案が提案されたものの、県との調整がなされておらず、市長において当該提案を削除する補正予算案の訂正を行っている。このことは、県との協議が遅々として進んでいないことの証左である。

また、本市の施設である総合生涯学習プラザの駐車場料金に無料時間の設定があることから、中央図書館・市民ギャラリーの開館当初から、県立八千代広域公園駐車場料金に無料時間の設定を求める多くの市民の声がある。これらの市民の声に市は応える義務がある。

このことから議会は市に対し、県立八千代広域公園駐車場料金について、無料時間の設定など市が主体的に料金体系を決定できるよう、県との協議を加速させることを求める。

以上、決議する。

平成28年6月29日

八千代市議会